

能登半島地震被災者のための
専門家チームによる第5回説明会・個別相談会
2024年（令和6年）12月21日（土）
12月22日（日）
報 告 集

2024年（令和6年）12月21日（土）

- 共 催： 七尾市、近畿災害対策まちづくり支援機構
災害復興まちづくり支援機構（東京）
七尾市社会福祉協議会
協 力： 被災地NGO協働センター、小牧町会
会 場： 石川県七尾市中島町小牧
＜第1会場＞じんのび広場（被災地NGO協働センター事務所内）
＜第2会場＞西岸コミセン（中島地区コミュニティーセンター西岸分館）

2024年（令和6年）12月22日（日）

- 共 催： 近畿災害対策まちづくり支援機構
災害復興まちづくり支援機構（東京）
後 援： 輪島市
協 力： 輪島市社会福祉協議会、被災地NGO協働センター
会 場： 輪島市ふれあい健康センター

この支援活動は、赤い羽根共同募金のボラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

※本報告集に掲載されている文章、画像、図表、データ等について、無断で転載・引用することを一切禁じます。

専門家チームによる第5回説明会・個別相談会 報告集

被災者の方々のお一人おひとりによりそって、専門家チームがお答えします。

被災地の地元の行政、専門家士業団体、ボランティア団体等との連携・調整の上、被災者の方々の支援を目指します。

■ 1 開催要領

【1日目：2024年12月21日（土） 石川県七尾市中島町】		
説明会・相談会	2024年12月21日(土)	午後1時30分～午後4時30分
支援制度の説明		午後1時30分～1時45分頃
こ		午後1時45分頃～4時30分
相談会冒頭、長谷部信一弁護士から被災建物の損壊の程度と罹災証明書の交付、再調査の申請等、被災者生活再建支援金、公費解体、特例融資等の助成制度の基本的事項について、被災者の方に説明		
会 場	石川県七尾市中島町小牧	
	＜第1会場＞じんのび広場（被災地NGO協働センター事務所内）	
	＜第2会場＞西岸コミセン（中島地区コミュニティーセンター西岸分館）	
共 催	七尾市、近畿災害対策まちづくり支援機構	
	災害復興まちづくり支援機構（東京）、七尾市社会福祉協議会	
協 力	被災地NGO協働センター、小牧町会	
【2日目：2024年12月22日（日） 石川県輪島市河井町】		
説明会・相談会	2024年12月22日(日)	午前10時～午後2時30分
支援制度の説明	（伊藤元弁護士から上記と同様の説明）	
		午前10時30分～10時45分頃
個別相談		午前10時45分頃～午後2時30分
会 場	輪島市ふれあい健康センター（石川県輪島市河井町2-287-1）	
共 催	近畿災害対策まちづくり支援機構	
	災害復興まちづくり支援機構（東京）	
後 援	輪島市	
協 力	輪島市社会福祉協議会、被災地NGO協働センター	

■ 2 2024年12月21日（土）開催分の相談の概要（七尾市）

整理 番号	相談の骨子	回答・助言等	相談 対応者
1	公費解体について。解体業者が忙しくて見積りがとれない。全部解体か一部残すか、来年（2025年）8月までに決める。3月にまた申込。 100年前の古建築。床下の風通しが悪く湿気があることで床束、床板、根太が損傷。増築した部分、小屋束、母屋、垂木等が歪んでいる。	・柱は曲がってない。87.7°（傾斜計では垂直に近い）。柱の隅の壁も落ちてない。 ・床板をはがし、根太、大引等を見直す。 ・地元の建築士事務所、大工さんに相談する。 ・屋根、野地板、垂木等を直す。 ・地盤、河川災害等の危険もないと考えられる。	弁護士 建築士 技術士
2	・仮設住宅。自宅は「半壊」の罹災証明。 ・自営業で一人暮らし。 ・公費解体を申請して受理された。解体は待ってもらっていて来年の予定。 ・自宅に家財道具や調度品等が残っており、解体で処分されるのが辛く、使える人、欲しい人に分けたい。どのように処分すればよいか。	七尾市のボランティアセンターや社協に連絡し、家財を分別できる人を呼んでもらい、処分してもらう方法がある（社協の電話番号を教える）。 ・業者に直接頼むと、悪質かどうかかわからないので、社協からしっかりした業者を紹介してもらうのがよい。 ・公費解体は業者が勝手に行ってしまうという新聞報道があった。早めに処分方法を手配した方がよい。	司法書士 建築士 技術士
3	・建物→半壊 →①修繕、②公費解体、③近くに平屋を建てる。①～③で迷っている。支援金についてききたい。	①応急修理制度→ただし、公費解体でなくなる。 ②半壊＋公費解体⇒みなし全壊。 →被災者生活再建支援法上の（i）基礎支援金100万、（ii）加算支援金200万＋臨時特例給付金200万 ③半壊だけだと、100万＋臨時特例給付金200万 ⇒いずれも期間があるので、じっくり検討。	弁護士 税理士 司法書士
4	大規模半壊の被害を受けた。母屋の公費解体をしたいが、物置は残したい。母屋と物置はつながっている。解体業者から母屋と物置を20cm離してほしいと言われ、解体できなくて困っている。分離するにはどうしたらよいか。現地同行希望。	建築士の先生がご相談者様と同行して実際に現状を確認。 現地調査した結果、構造別棟と思われるので、解体は可能。解体業者に現地内部を見てもらい、解体方法などを相談された方がよい（安全に解体できるように）。	◆建築士現地同行 弁護士 土地家屋調査士 建築士 技術士

5	中規模半壊。来年、公費解体される。高齢者、障がい者に対する支援はあるか。 解体後、建て替えの予定はない。病院へ通院する必要があるので金沢市内に転居希望。	先ず、市役所の担当窓口相談する。今、入居中の仮設住宅は2年迄だが、すぐ退去とはならない。 金沢に転居する場合は、当該地域の不動産業者に尋ねること。 〔基礎支援金（100万）、加算支援金（50万）〕→一人世帯は3/4、及び住宅再建支援金（100万）有り。 民間住宅と公営住宅では支援金に違いあり。 基礎支援金窓口も案内。	税理士 司法書士 建築士
6	①一部損壊→固定資産税の優遇はあるのか。 ②雑損控除→フェンスなどの被害もあったが、罹災証明書に電気温水器しか書いていない	①現状では「半壊」以上なのでなし。 ②令和5年度か令和6年度分？→取得税を多く支払いしている。 令和5年分→令和6年3月中に申請 →更正の請求は5年の期限あり →フェンスなども資料をそろえれば申告できるが。罹災証明に書いてもらえれば訳がわかる可能性高いので、もう一度かいてもらえるか頼んでみるとのこと。	弁護士 税理士 司法書士
7	・七尾市の自宅について。一次調査で「一部損壊」の交付を受けたが、その後、損害が大きいと思い、市に2次調査の希望をしたところ、市は2次調査の申請は、1次調査の交付を受けた日から3か月以内の規定があるため、市役所は受けつけてくれない。何とかならないか。 ・隣接する倉庫についても半壊だと思うが、ちゃんとした調査結果を出してほしい。	・2次調査は3か月以内とされているので、やはりむずかしいのではないかな。 ・JA共済の建物保険調査で、自宅の被害がひどいと言われたことや、近くの大工さんに見てもらって、その意見を再度役所に持っていったらどうか。	弁護士 不動産鑑定士 建築士
8	母屋が中規模半壊の被害を受け、公費解体申請中。現在は、母屋に廊下で接している増築部分に住んでいる。 役所から、裏山の傾斜が30cm以上で崩れていること、母屋の擁壁が2mを超えていること等から、建築基準法上、新築不可と言われた。 増築部分に玄関、風呂を新設したいが、増築も駄目なのか。何か工夫したら増築できるのか。	1. 行政に確認（七尾市役所都市建築課）。擁壁の確認申請が出ているか、がけ条例、どのくらい崖から下がればよいかについて、確認。 2. 10㎡を超える増築になると、建築確認申請が必要。 3. 建築基準法に適合した擁壁をつくる。→コストが大きい。（→後日、配布資料の「被災宅地等復旧支援事業」の該当頁を案内。） ※クラック、ひびが多いと地面が危険。基礎部分が弱いと余震があった場	弁護士 土地家屋調査士 建築士 技術士

		合、危ない。次の地震で擁壁が崩れる危険がある。 4. 一度専門家に擁壁を確認してもらう。風呂等の増築を設計事務所に依頼するなら、建築士に正確に確認。 5. 田を農転して移転も検討してもよいのではないか。	
9	家屋は「半壊」。土地は親の名義。義援金は登録。解体は未申請。応急修理は未申請。 現地確認で、解体した方がよいか、修理した方がよいかを見てもらいたい。	・地元の設計士に見てもらうのがよい。しっかりした業者を探してくれる。ただし、能登には少ないと聞く。 ・修理に耐震補強すれば補助金が出る（市役所、建築課に相談）。 ・耐震診断士により申請すれば補助金が出る制度がある。 ・石川県住宅耐震化促進事業を紹介。	司法書士 建築士 技術士

■ 3 2024年12月22日（日）開催分の相談の概要（輪島市）

整理 番号	相談の骨子	回答・助言等	相談 対応者
1	1次調査は令和6年4月に準半壊。2次調査は同年4月中、準半壊で郵送されてきた。 大工さんに準半壊より被害が大きいと言われた。3次調査に進んでいきたい。再度市役所に相談したい。	建築士が現地同行。 鴨居が下がった部分が数か所あり、その結果建具が大きく損傷している。その原因の特定が困難であるため、再評価を要請することが好ましい。	◆建築士 現地同行 弁護士 不動産鑑定士 建築士
2	大規模半壊。公費解体申込済。斜面は市が調査。土砂災害警戒区域にかかっている。容易に再建築できない。 山水が多く時間が経つにつれて傾きが大きくなる。敷地内への山水抜き工事は数年前にしたが、市道に側溝修理が必要。市が早くでできそうになく、隣は自費で修理。 自宅敷地がハザードマップを見ると危険だと分かったが自宅を再建できるか。 外構工事をする場合、どの程度の費用がかかるか。 自宅再建ができない場合、公営住宅に入れるか。	・警戒区域を外して納屋を改装。水回りを作って住めるようにするにも土砂止の擁壁に費用がかかる。黄色い範囲なら制約は小さい。開口部設けず壁で。 ・道路側溝は早急に修理。 ・石川県建築士事務所協会と相談し、道路側をジャッキ上げ注入、ベタ基礎にしたり、擁壁を設計したりしてもらう。石垣裏込注入も考える。水抜き穴も入れる。 ・支援金（建設、地盤）について問い合わせる。	弁護士 建築士 技術士
3	自宅は地震で半壊し、水害で中規模半壊。地震より水害での被害が大きかった。 水害でもらえる支援金は何か。 地震後、買いかえた事業用機械、内装、エレベーターに水害被害を受けたが、助成金、補助金等はあるか。	・地震の半壊について、輪島市は半壊でも生活再建支援金が適用される。 ・水害の中規模半壊について、水害については特例給付金はない。 ・現状制度としては見当たらないが、水害についての制度は今からだと思う。	弁護士 税理士 司法書士
4	現在、仮設住宅に入居しているが、再建する場合の支援金はどのようなものがあるのか。 また、田んぼを埋め立てた敷地であるが、再建時の注意点などを教えてほしい。	基礎支援金以外にも加算支援金がある。 リバースモーゲージ型融資は金利のみの返済。→住宅金融支援機構に問い合わせる。 公営住宅は原則2年間しか入居できない（延長可能性はあるが未定）。→市役所に今後のことを相談。 みなし仮設住宅（民間アパートの借上げ）もある。→市役所に問い合わせ。 現敷地に再建する場合は、柱状改良など検討して耐震化しておく。	弁護士 土地家屋調査士 建築士 技術士

5	・建物は半壊（屋根のひさしが崩れている）。2024年8月より前に応急修理の依頼をして、8月に地元の建設会社が口頭で見積りをくれたが、それ以降は対応なく、今月も話したら2、3日後に行くと言われたが来ない。どうしたらいいか。市のリストには、九州の瓦職人も入っていて、この人が良いとの評判もある。 ・納屋は全壊になっているが、固定資産税等の税金は課税されている。このまま税金はかかるのか。	・応急修理であれば、一日程度で終了し、専門職人でなくても大丈夫だと思うので、別の業者でも良いと思うので、市のリストから別の業者に依頼しても良いと思います。 ・固定資産税の減免がある可能性もあるが、各自治体の判断なので、全壊認定と公費解体終了した旨を説明して市役所に判断を仰ぐほうが良い。ただし、法務局へ建物滅失登記を出さないと減免できないと言われる可能性もあり、その場合は登記申請が年末までに出す必要が出てしまいますが、まずは市役所に相談すべき。	司法書士 建築士 中小企業診断士
6	①亡父名義の土地。相続登記は必要か？ ②現在仮設に入居中。住民票を移転すると支援は打ち切りになるのか？ ③公費解体しなかった建物は未登記となっているが登記は必要か？	①法的に必要。（１）全員が登記名義を相続。（２）遺産分割協議の上、特定の相続人が登記。 ②役所へ問合せをして下さい。 ③表示登記は義務登記。保存登記は権利登記。所有者の権利を守る為にも保存登記推奨。	税理士 司法書士 建築士
7	①建物（全壊）、公費解体中。固定資産税は？ ②仮設住宅を出た後の、支援金、貸付金などについて。	①全壊。罹災証明→固定資産税は減額評価されているが、将来更地として評価される。 →車庫は、そのまま評価されている。 ②仮設→原則2年だが、延長されると思う。→中古？購入 （支援金）被災者生活再建支援金+臨時特例給付金、（交付金）リバースモーゲージ（相続する人がいないため）、災害援護資金貸付	弁護士 税理士 司法書士
8	・自宅が、地震で準半壊で、水害で半壊の認定。特に市に申請する必要はないか。 ・事業用の建物は地震で全壊。二つある店舗のうちのひとつ。その場では再建せず、もう一つの無事の方で事業を再開する予定だが、ほとんど支援制度がない。貸付しかないのか。	・地震と水害の支援制度が違うのと、申請して合わせ技で地震の支援制度を使える可能性もあるので、まずは市に相談した方が良いと思う。 ・要件があるので、なかなか支援が受けにくいかもしれないが、「きくみみ石川」等でいろいろな情報が出されているので、急に使えるようになった場合もあるので、一つひとつ情報を確認して欲しい。	司法書士 建築士 中小企業診断士

9	・豪雨による中規模半壊の指定を受けた。地震の時は今日は不明。 ・支援金とかの連絡先を知りたい。	・地震のときの被害が、何かあればそれを併せて支援金が増える可能性がある。 ・支援先を記入したメモを渡した。	弁護士 不動産 鑑定士 建築士
10	自宅再建する場合に使える制度を聞きたい（知っている制度だけなのか確認したい）。	（※相談者様によるキャンセルのため回答なし）	
11	1. 福祉給付金（地域福祉給付金）について、工務店で申請書を書いてもらうが、それでよいのか？ 2. 生活再建支援金の受給について（公費解体を行う部分）＋滅失登記について（建物①と建物③は全部滅失。建物②は一部滅失。）	1. 申請書の記載を工務店で行ってもらうことは可能だが、申請書の提出はご本人でお願い致します。 2. ①と③の建物は職権で滅失登記。 ②は完全に滅失していないので滅失登記することができない。②の建物は土地家屋調査士の方に依頼することが必要。	税理士 司法書士 建築士
12	・母屋と築浅の離れがあった。母屋は地震で中規模半壊、洪水で全壊した。 ・離れは、電気が通っているが水道が出ない。役所に聞いたが、水道の復旧見込み無し。 ・洪水後、仮設住宅に移った。 ・隣人所有の崖が崩れて自分の土地に残されたままで、今後も土砂崩れの危険あり。 ・被災ローン減免制度の申請済み。 ①他に利用できる制度は何か？ ②土砂崩れの問題解決方法は何か？ ③今の狭い仮設住宅から移るにはどうしたらよいのか？	①民間賃貸住宅等に移る場合の制度として、「住まい再建・賃貸入居支援事業」（初期費用相当額20万円）、「住まい再建・転居費用支援事業」（10万円）がある。 ②崖が隣人の所有地のため、隣人に対応してもらう必要がある。 金沢弁護士会の災害ADR及び「被災地宅地等復旧支援事業」を案内。 ③市町村に、早期の水道復旧を要請する（個人又は代表、住民らから）。 2世帯1部屋でなく、1世帯1部屋にするか、広い部屋に移してもらえよう要望（難しいかもしれないが）。 公営住宅、みなし仮設、UR、民間アパート等への転居を検討されてはどうか。	弁護士 土地家屋調査士 建築士 技術士
13	（※説明会のみ参加）		
14	・自宅は山ろくにあり、全壊し、危険なため、再築ができない。 ・新しい土地・建物を考えたらよいのかどうか知りたい。 ・みなし仮設は一度入れば、移れない。 ・みなし仮設での修繕代を負担しないといけないのか？	・今の土地を十分活用して、店舗、工場、自宅の建築を考えた方がよいと思う。 ・なりわい再建補助金の紹介。 ・公的補助のまど口の紹介。	弁護士 不動産 鑑定士 建築士

15	①公費解体後の土地について（左側隣地ががけでくずれてくる）についてどうなるか。固定資産税も。 ②金沢市で建て直したい→支援金。 ③隣の家に電気温水器が刺さっている。	①固定資産税は減免されているが、将来更地で評価（トレーラー、プレハブなど人が住める家はあるか）。 ②生活再建支援金は申請必要。特例給付金（金沢市内に建てる場合は出ない）。 ③設置に不具合がない場合は不可抗力で法律上の責任はない。 公費解体時に撤去するが、公費解体がおこなっているのは、相談者の責任ではない。	弁護士 税理士 司法書士
16	修理か公費解体の後に再建するか迷っている。子が相続することはないと思う。 ① リバースモーゲージの借入についてききたい。 ② 支援金についてききたい。	① 住宅金融支援機構の特例 ↓ 借入限度額 建物のみ ↓ 原則：工事請負契約書の建設費の60% 妻も連帯債務者に入れる必要がありか ② 特例給付金⇔利子（自宅再建利子助成金） どちらか 63歳× 一定のローン→補修などについて地震後に借りたものも含む （提出書類 R6.1/1以降 申請の3か月以内発行のローン残高証明書）	税理士 弁護士 司法書士
17	保険金の申告について。隣との境界について。	・建物損壊について出た保険は、税金はかからない。 ・土地が動いた場合、動いた状態のままでの境界となる。	税理士 土地家屋調査士
18	・建物が全壊。公費解体になった土地の固定資産税は、建物がなくなったから上がると言われているが、どうなるのか。 ・建物の再建ができるか不安。再建できない地域があると噂で聞いた。どうしたらいいか。 畑が土砂で埋もれて使えなくなった。どうやって畑に戻せばいいか。また、今の宅地を畑として使ってもいいか？ ・建物を再建するか迷っている。子どもが将来帰ってくるといって迷っている。	・輪島市の税務課が窓口だが、建物は免除されるとのことだが、土地に対しても同様の適用があるかもしれないので、全壊の証明と公費解体の情報を持って、税務課に相談してみてください。 ・市の建設部で確認してみたい。 ・果て家に戻す方法は、農林水産部（輪島市）に相談して欲しい。宅地を畑にできるかは、合わせて農林水産部に聞いて欲しい。また色々な支援制度もあるので、「きくみみ石川」かJA等にも相談してほしい。 ・自分で何でも抱えずに、子どもにも相談して方向性を決めるべき。	司法書士 建築士 中小企業診断士

19	・解体後の再建をする場合の支援制度。 ・土地に担保。 ・解体後に地盤が30cm下がっていた。	・チェックリストをもらった。もらっていないものを県市民課で確認する。 ・大部分返済なら、担保能力があるが、年齢がローン対象外。リバースモーゲージなら建物価値が問題になる。 ・道路以上の地盤にする業者は見つかり、校庭に建物を建てるための残土というが、工事の様子を見てがれきを入れられないようにする。 ・火災保険をかえ自費持出なく再建できる。 ・平屋なら表層70cm改良とベタ基礎で可。周囲1mあける。	弁護士 建築士
20	・山林を所有している。 ・隣地に土砂、水が流れ込んでいる。 ・隣家についてどういう対応をしたらよいか。	・土砂の撤去は、こちらの責任。 ・損害賠償は、不可抗力の天災のため、全額負担しなくても良いのではないかな。 ・隣家について、不可抗力なので弁護士にあやまる必要もないと言われたと伝えたら良い。	弁護士 土地家 屋調査 士
21	・土砂、倒木が「林野庁」の所有。不可抗力を主張しては。今後「林野庁」の説明会がある。原状回復を求む。	原則は「不可抗力」分の責任は生じない。 ① 地震でブルーシートあり→「水害」も不可抗力と言われると思うが被害拡大を予見できたのではないかな ② 災害救助法、障害物撤去も本来する必要があるのではないかな。現状、ボランティアだが、ボランティアも危険ということで入れない。	弁護士 税理士 司法書 士
22	・場所的、資金的に、自宅再建が不能なので、市内での住居が希望ですが、公営住宅の入居は可能なのかな？ ・建設予定はあるのかな？仮設はいつまで可能かな？ ・固定資産税が震災前と変わらなかったが、待っていれば自動で返金されるのかな？	・行政の対応の問題の可能性はある。「早く申請した者と申請をしていなかった者とで結果が変わるのはおかしい」←相談者の方の不公平感がよくわかります。議員に協力を求めてはどうか？その際、写真等の状況証拠も準備しておく必要がある。 ・公営住宅への入居申込みの情報をいち早く知りたい。ご要望については、輪島市役所、あるいは「きくみみ石川」に電話してみてもどうか？WEBページを教える。 ・固定資産税については、減免の可能性はある。市役所の固定資産税課に問合せをお願いします。	税理士 司法書 士 建築士

23	・自宅は半壊で公費解体予定。実家にすむ予定で住民票を写しても、制度の適用を受けることは可能か？ ・住民税が非課税世帯だが、自分が住民票を写すことで課税されないか？	・念のために市に確認して欲しいが、発災時にそこにすんでいたことが要件としますので、問題ないです。 ・念のため確認してほしいが、別世帯になるはずなので、問題ないと思います。	司法書士 建築士 中小企業診断士
24	・珠洲市に建物がある。半壊で公費解体したが、未登記。何かする必要があるか。 ・祖父名義の土地、建物がある。建物解体済みだが、土地はそのまま。何かしないといけないか。	・特に何もしなくていいです。 ・法務局に滅失登記か申出をすれば大丈夫。土地は、今年から相続登記が義務化されたが、たぶんどできないので、相続人申告登記を申請すれば過料はかからない。法務局に相談して欲しい。	司法書士 建築士 中小企業診断士
25	・建物（大規模半壊）の所有者は、法人。土地（水路）川の擁壁地割れ。地震、水害は影響なし。 ・別の人は、県土木に直してもらった。	・事業者支援センター、12月26日、27日 商工会議所に問い合わせる ・みなし仮設は、原則2年。延長の可能性。 ・水路は、道路を広げるために水路を補修したと見られ、擁壁は水路と一体なので、土木事務所に修理を要請する。 ・当該法人に詳しい司法書士に相談する。	弁護士 司法書士 建築士 技術士
26	・水害により床上約60cm迄浸水した。保険施設であるため、衛生に考慮した修繕工事を予定。壁及び床の工事範囲をどこまで行えば良いか？	・現状、外観からは判断は困難なため、試験的に ①外壁に雨する部分の一部 ②間仕切り壁の一部 を解体のうえ、できれば専門家に判断してもらう。 ・床については、仕上げ材のジョイントなどに、微細のウイルス等が侵入している可能性があるので、慎重に判断することを伝えた。	弁護士 不動産鑑定士 建築士

■ 4 相談件数

- ・ 2024年12月21日（土）七尾市：9件
- ・ 2024年12月22日（日）輪島市：26件（※うち2件は説明会のみの参加）
2日間を通しての相談件数は、合計35件。

■ 5 相談対応者

◇近畿災害対策まちづくり支援機構所属（順不同・敬称略）：計13名

- ・ 2024年12月21日、22日両日参加：13名

税理士	橋本 恭典	税理士	横山 晴貴
技術士・建築士	高山 英夫	技術士	安東 尚美
建築士	上村 雅一	建築士	吉田 文男
不動産鑑定士	西井 雅志	土地家屋調査士	島本 一幸
弁護士	徳山 育弘	弁護士	長谷部 信一
弁護士	尾藤 寛（受付兼務）	司法書士	石神 健吾（受付兼務）
弁護士	吉川 律子		

◇災害復興まちづくり支援機構（東京）所属（順不同・敬称略）：計9名

- ・ 2024年12月21日、22日両日参加：5名

建築士	近藤 勇二	建築士	丸山 幸弘
弁護士	伊藤 元	司法書士	大崎 慎一
司法書士	芝垣 洋一		

- ・ 2024年12月21日のみ参加：2名

技術士	上野 雄一	司法書士	小野 誠司
-----	-------	------	-------

- ・ 2024年12月22日のみ参加：2名

中小企業診断士	高田直美	司法書士	宇佐美 朝樹
---------	------	------	--------

■ 6 写真集

※プライバシー保護のため一部加工しております。

※以下の写真、画像の著作権は撮影者及び当機構に帰属します。以下の写真、画像を無断で引用・転載することを、一切禁じます。

【2024年12月21日（土）の説明・相談会の状況（七尾市）】

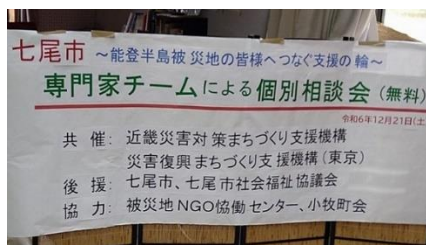
◇12月21日の会場入り口



◇長谷部信一弁護士による説明会



◇説明会・相談会のご案内



◇12月21日（土）の相談担当者らの集合写真



【2024年12月22日（日）の説明・相談会の状況（輪島市）】

◇準備（受付）



◇説明会用パワーポイント



◇伊藤元弁護士による説明会の様子



◇説明会の会場の様子



◇個別相談会の様子1



◇個別相談会の様子2



◇ 12月22日（日）の相談担当者らの集合写真

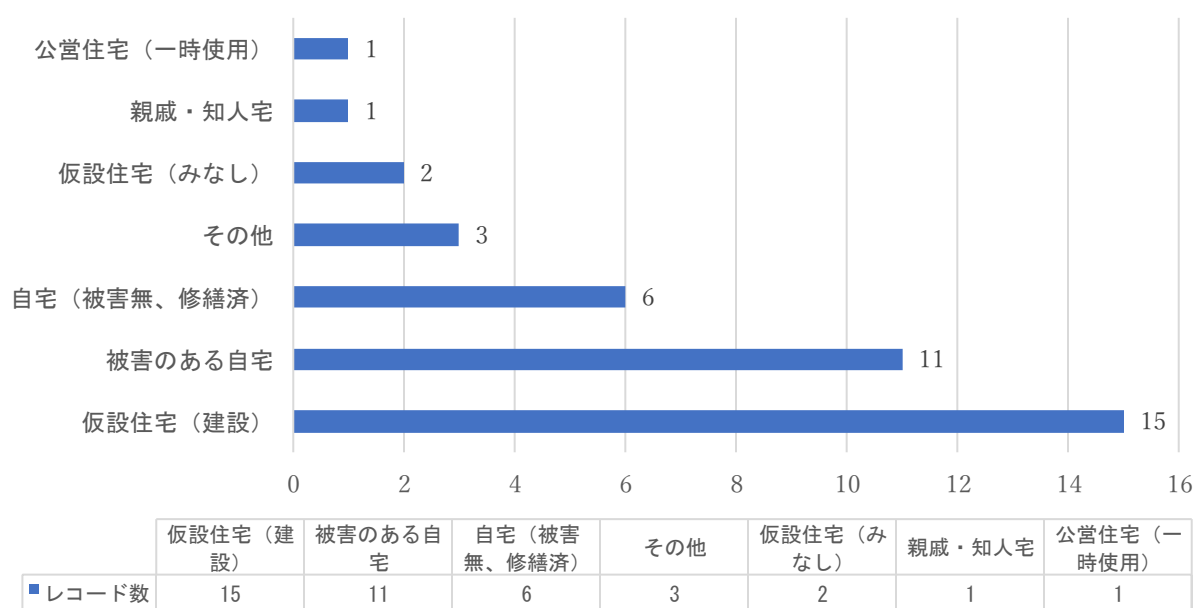


■ 7 参考データ

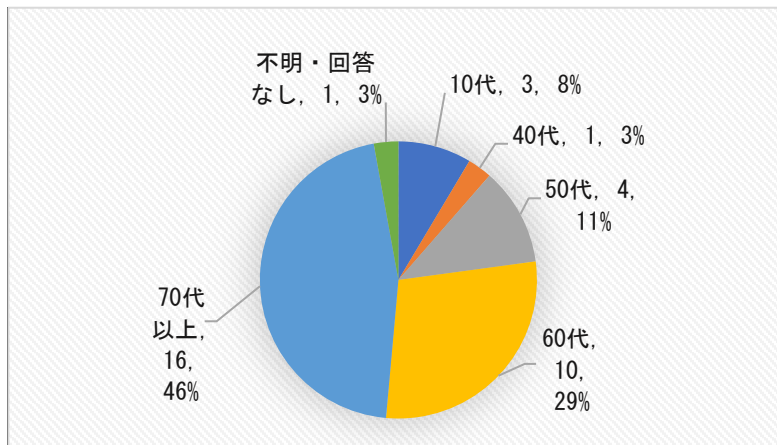
- ・ 集計対象の日程：2024年12月21日（土）、22日（日）
- ・ 方法：説明会・個別相談会に参加された方にアンケートを実施
- ・ 集計対象数：35件

(1) ご相談者様の現在の居所

（※複数選択された方がいらっしゃるため、総数は合致しない。）

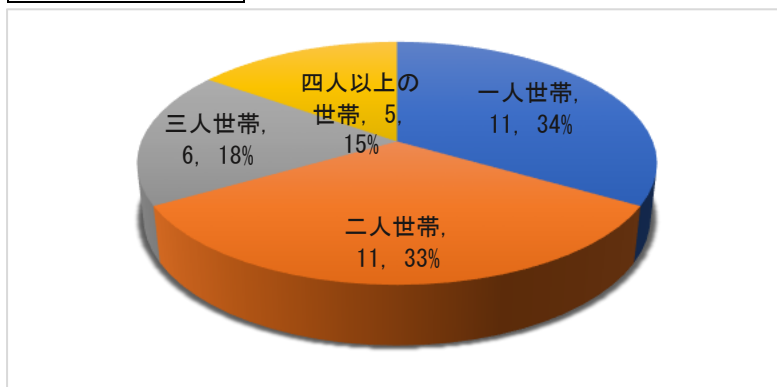


(2) ご相談者様（被災者）の年齢



	件数
10代	3
40代	1
50代	4
60代	10
70代以上	16
不明・回答なし	1

(3) 世帯の様子

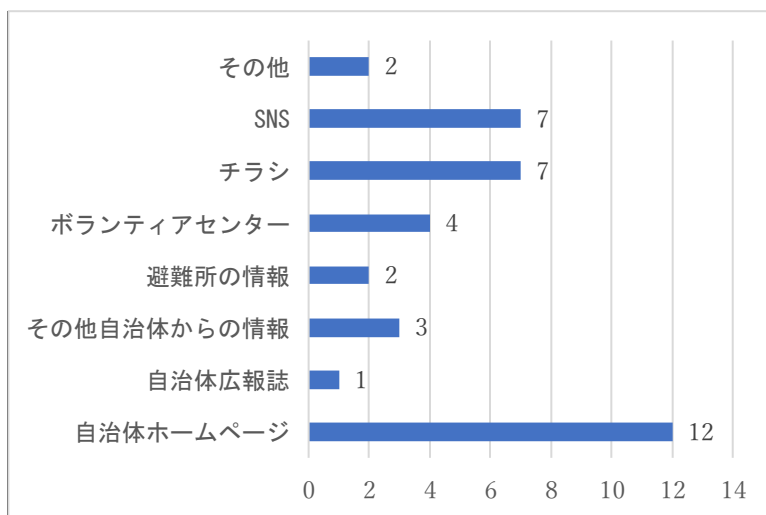


	件数
一人世帯	11
二世帯同居	1
三人世帯	6
四人以上の世帯	5

(4) 事業者か否か

	件数
事業者ではない	24
事業者である	11

(5) 相談会を知った経緯

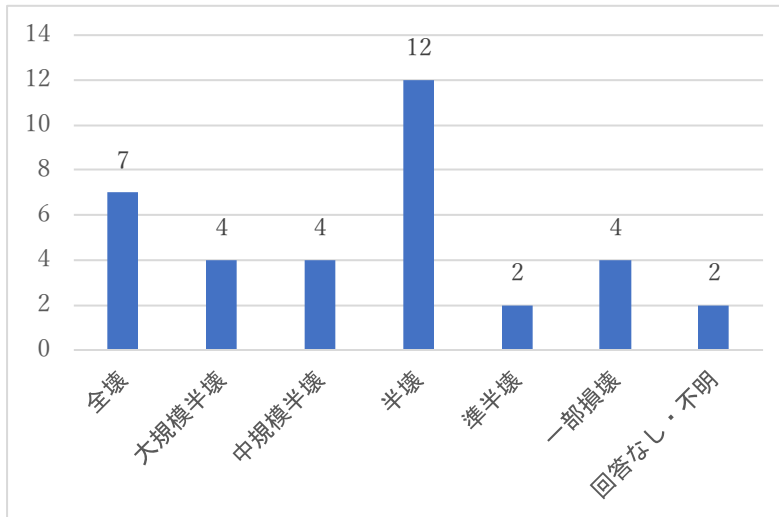


	件数
自治体ホームページ	12
自治体広報誌	1
その他自治体からの情報	3
避難所の情報	2
ボランティアセンター	4
チラシ	7
SNS	7
その他	2

(6) 被害の有無

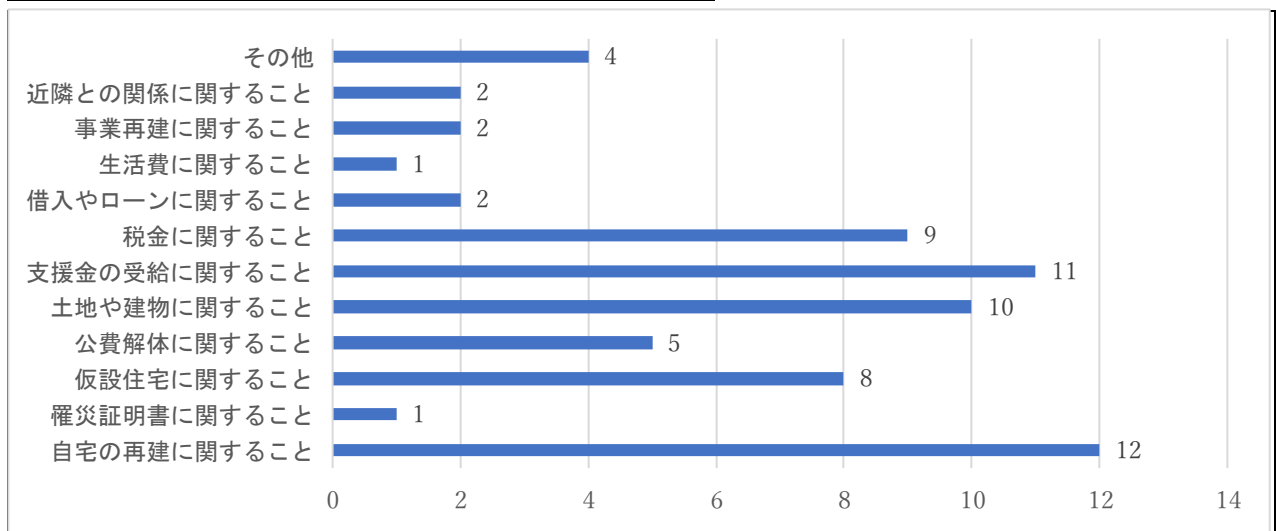
	被害なし	被害あり	水害計
被害あり	1	10	11
被害なし		24	24
地震計	1	34	35

(7) 地震による罹災証明の種類



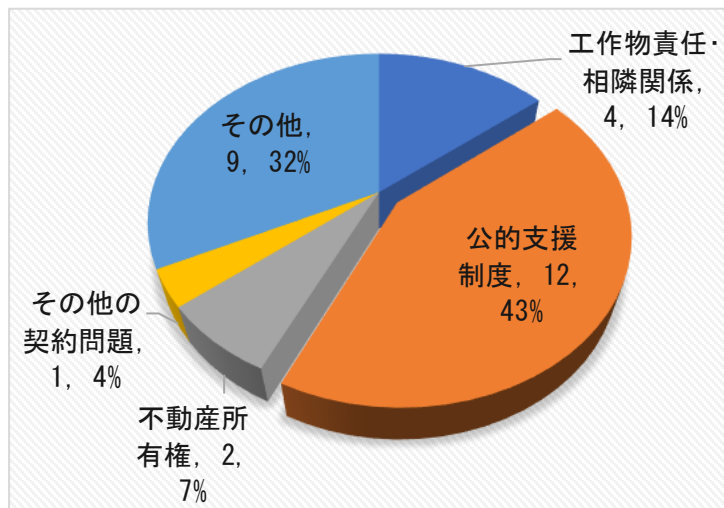
	件数
全壊	7
大規模半壊	4
中規模半壊	4
半壊	12
準半壊	2
一部損壊	4
回答なし・不明	2

(8) 相談したいこと（住まい、お金に関すること）



4-1 住まいに関する事		4-2 お金に関する事		4-3 その他	
自宅の再建に関する事	12	支援金の受給に関する事	11	事業再建に関する事	2
罹災証明書に関する事	1	税金に関する事	9	近隣との関係に関する事	2
仮設住宅に関する事	8	借入やローンに関する事	2	その他	4
公費解体に関する事	5	生活費に関する事	1		
土地や建物に関する事	10				

(9) 相談の種類 (大項目)

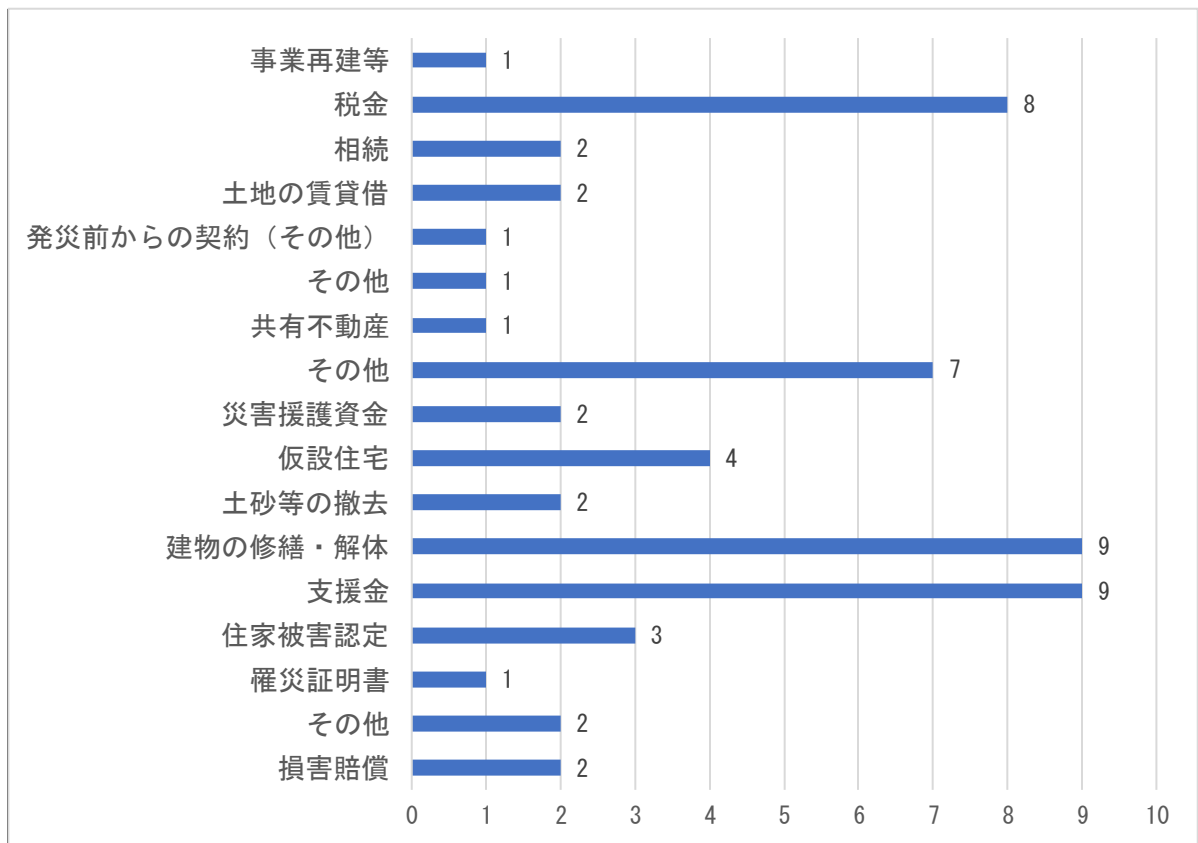


	件数
工作物責任・相隣関係	4
公的支援制度	12
不動産所有権	2
その他の契約問題	1
その他	9

(10) 2-1「地震による罹災証明」 × 「5-1相談の種類」_大項目

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	回答なし 不明	合計
工作物責任・相隣関係	1		1	1			1	4
公的支援制度	3		1	5	2		1	12
不動産所有権				1			1	2
その他の契約問題							1	1
その他		1	2	4	1	1		9
合計	4	1	4	11	3	1	4	28

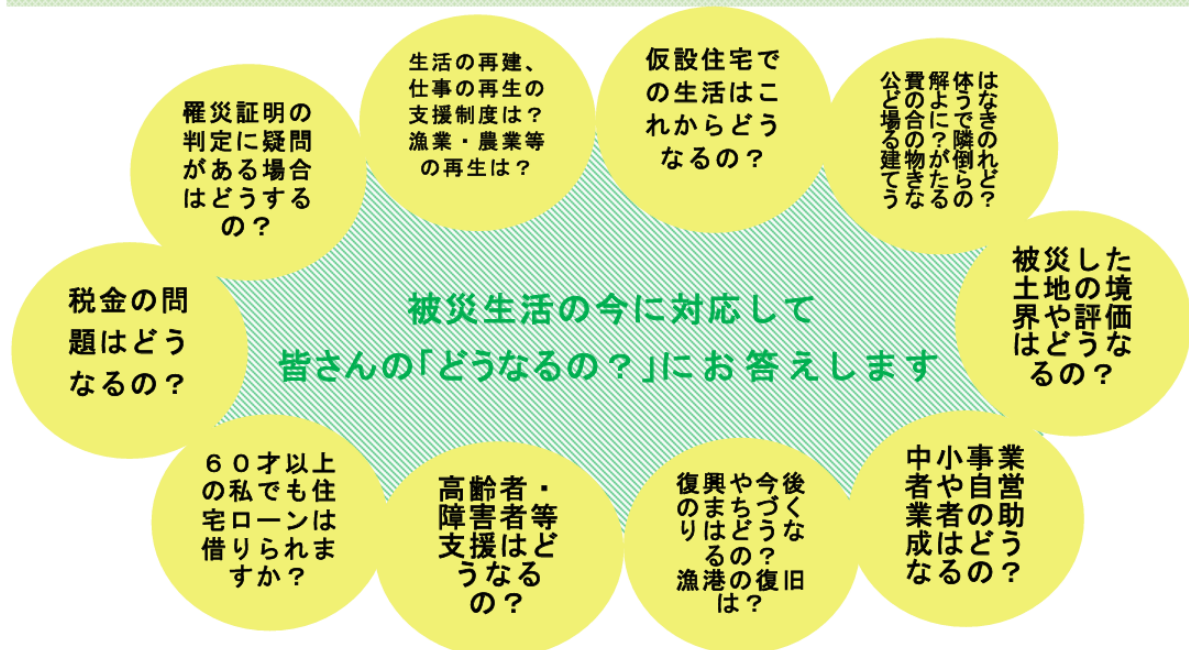
(1 1) 相談の種類 (小項目)



		件数
5-2-1 工作物責任・相隣関係	妨害排除・予防	2
	損害賠償	2
	その他	2
5-2-2 公的支援制度	罹災証明書	1
	住家被害認定	3
	支援金	9
	建物の修繕・解体	9
	土砂等の撤去	2
	仮設住宅	4
	災害援護資金	2
	その他	7
5-2-3 不動産所有権	共有不動産	1
	その他	1
5-2-4 その他の契約問題	発災前からの契約 (その他)	1
5-2-6 その他	土地の賃貸借	2
	相続	2
	税金	8
	事業再建等	1

七尾市 ~能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪~

専門家チームによる個別相談会(無料)



開催日時		開催場所
12月21日(土)		両会場同時開催します どちらも、最寄りの会場へお越し下さい。 <第1会場> じんのび広場 (被災地NGO協働センター事務所内) <第2会場> 西岸コミセン (中島地区コミュニティセンター西岸分館)
支援制度等の説明	13時30分~13時45分頃	
個別相談	13時45分~16時30分	

- ・弁護士による支援制度等の説明会(15分程度)も併せて実施します。
- ・個別相談のみの参加も可です。予約の必要はありません。相談費用は無料です。
お気軽にお越しください。(受付は16時15分まで)

- 共 催 七尾市(予定)、近畿災害対策まちづくり支援機構
災害復興まちづくり支援機構(東京)、七尾市社会福祉協議会(予定)
- 協 力 被災地NGO協働センター、小牧町会

【近畿災害対策まちづくり支援機構】

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫会

[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

【本相談会に関するお問合せ: 支援機構(078-362-8700)】

この相談活動は、赤い羽根共同募金のボラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

